

## 助成募集要領

公益財団法人 祇 神 会

### 1. 趣 旨

京都府各地に伝承されてきた祭礼行事、芸能、工芸技術等やその保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能が廃れてしまうことは、京都府民の無形民俗文化財の重大な損失であり、先人の労苦によって伝えられてきたこれら無形民俗文化財をここで途絶えさせることなく、後世に伝えていくことが我々の責務であるとの考えに立って、当財団は、これらの保存に必要な諸活動への支援を行います。

### 2. 助成対象

各地の無形民俗文化財に対する助成

地域の民俗芸能及び無形文化財(国・市町村の指定・登録無形民俗文化財及びこれに準ずるもの)の保存のための活動に努力している個人又は団体を対象とします。

### 3. 助成の条件

- 1) 無形民俗文化財の保存のための活動を行うに際し、そのための諸費用を要するもの。
- 2) 毎年4月より翌年3月までの間に実行があり、支出のあったもの、または支出を予定しているもの。
- 3) 上記支出を賄うために、外部からの資金協力が緊急不可欠であること。  
但し、伝統性・地域性が希薄なもの、あるいは助成対象が不特定なものは原則として助成対象外とします。

### 4. 申込手続

- 1) 申込の用紙は、本要領に添付されている申込用紙と推薦書用紙を使用してください。  
(但し、同一様式によりパソコンで作成した申込書、推薦書は可)
- 2) 推薦書は下記のを必ず添付して下さい。
  - ① 京都府・市・町・村教育委員会、当財団の理事・評議員・専門委員の推薦書
  - ② 上記に準ずる者の推薦書

### 3) 提出書類

- ① 助成申込申請書
- ② 推薦書
- ③ 団体(個人)の活動状況がわかる資料(写真等)
- ④ その他、企画書等の参考資料

※①②の様式が必要な場合は、gishinkai2344@zeus.eonet.ne.jp に請求ください。

応募書類は、原則として返却いたしません。

### 5. 提出方法

郵送または電子メール(gishinkai2344@zeus.eonet.ne.jp)でお願いします。郵送の場合はできるだけレターパックライトで送付してください。(簡易書留、レターパックプラスは不要です)

## 6. 日 程

### 1) 申込期限

7月31日。期限に間にあわない場合は当財団にご相談ください。

### 2) 結果発表

9月上旬をめどに、採否の結果を申込者宛に文書または電子メールでお知らせします。  
採・否の理由に関するお問い合わせには、応じかねます。

## 7. 選考方法

提出書類に基づき、当財団の選考委員で厳正に審査し、採否と助成金額を理事会に答申して決定します。

## 8. 助成金額等

- 1) 助成金の総額は当該年度の当財団の予算の範囲内とします。
- 2) 1件につき、原則として総事業費の1/2以下、かつ25万円を限度とし申込内容を検討の上、具体的な助成金額を決定します。
- 3) 原則として単年度助成のみとします。特に継続助成を希望される場合は、様式Ⅱの2項の今後の活動計画欄にその旨を記入ください。
- 4) 原則として過去3年間に当財団が助成した団体には助成しません。特に助成を希望される場合は、様式Ⅱの2項の今後の活動計画欄に助成希望の理由を記入ください。

## 9. 助成の実行

採用決定後、極力速やかに助成を実行します。

## 10. 助成に対する報告

- 1) 助成に対する活動成果については、写真・VTR・録音テープ・DVD等を添付の上、報告をお願いします。
- 2) 助成金の使途について、活動完了次第、使途確認のため領収書等の証明書(コピー)の提出をお願いします。

## 11. その他

- 1) 助成決定後、当該事業の実施が困難になった場合及び大幅な内容変更が生じた場合は必ず報告ください。
- 2) 助成した事業について、確認のため訪問させていただく場合があります。
- 3) 助成に対する報告がない場合、助成実施内容が当財団助成要領に満たない場合は、助成の辞退または差額を返納していただきます。

本件に対するお問い合わせは、郵便またはメールで、本財団宛にお送りください。

〒604-8801 京都市中京区三条通神泉苑町西入下ル今新在家西町11番地

公益財団法人 祇神会 理事長 矢野隆弘

TEL・FAX：075-841-2344 (留守番電話対応)

Mail：gishinkai2344@zeus.eonet.ne.jp